

外食業技能測定試験に合格された皆様（みなさま）の就職（しゅうしょく）や日常生活（にちじょうせいかつ）における支援情報（しえんじょうほう）など、さまざまなお役立ち情報（じょうほう）をお知らせします！

=====

◇本号の内容（ないよう）

- 1 出入国在留管理庁（しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう）からのお知らせ
- 2 既（すで）に働（はたら）いている方へ
- 3 COVID-19 に関（かん）する相談・受診（そうだん・じゅしん）について
- 4 その他お知らせ

=====

1 出入国在留管理庁（しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう）からのお知らせ

・「在留カード」に書いてある在留期限（ざいりゅうきげん）が、2020年3月1日から6月30日までのときは、「在留カード」に書いてある在留期限から3カ月が過（す）ぎる日までに、在留資格（ざいりゅうしかく）の変更（へんこう）の申請（しんせい）、在留期間（ざいりゅうきかん）の更新（こうしん）の申請ができます。

→ <http://www.moj.go.jp/content/001316182.pdf>（PDF:151KB）

・在留資格認定証明書（ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょ）の有効期限（ゆうこうきげん）が「3か月間」から「6か月間」に延長（えんちょう）されています。

→ <http://www.moj.go.jp/content/001316954.pdf>（PDF:149KB）

2 既（すで）に働いている方へ

COVID-19により会社の経営（けいえい）が悪（わる）くなっているときでも、外国人であることを理由（りゆう）として、外国人の労働者（ろうどうしゃ）を、日本人より不利（ふり）に扱（あつか）うことは許（ゆる）されません。

・厚生労働省リーフレット（やさしい日本語と7言語で掲載（けいさい））

→ <http://www.moj.go.jp/content/001317117.pdf>（PDF:1779KB）

・相談機関（そうだんきかん）のご紹介（しょうかい）

→ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

・COVID-19により会社の経営（けいえい）が悪くなり解雇（かいこ）されてしまった方で、特定技能外国人として新しく勤（つと）め先を探（さが）したいという方は、

「特定活動（最大（さいだい）1年・就労可（しゅうろうか）」への在留資格変更許可申請（ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい）を行うことができます。

→ http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00050.html

3 COVID-19 に関（かん）する相談（そうだん）・受診（じゅしん）について

次の症状（しょうじょう）がある方は「帰国者（きこくしゃ）・接触者（せつしょくしゃ）相談（そうだん）センター」にご相談（そうだん）ください。

・風邪（かぜ）の症状（しょうじょう）や37.5℃以上の発熱（はつねつ）が4日以上続（つづ）いている。

・強いだるさや息苦（いきぐる）しさがある。

ご相談の結果（けっか）、COVID-19 感染（かんせん）の疑（うたが）いのある場合（ばあい）には、専門（せんもん）の病院（びょういん）を紹介（しょうかい）しています。マスクを着用（ちゃくよう）し、公共交通機関（こうきょうこうつうきかん）の利用（りよう）を避（さ）けて受診（じゅしん）してください。

★帰国者（きこくしゃ）・接触者（せつしょくしゃ）相談（そうだん）センター

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

4 その他おしらせ

・試験をこれから受けようとしている知人がいる人へ

→6月に予定（よてい）されていた国内試験が延期（えんき）になりました。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/pdf/gaikokujinzai-68.pdf>
(PDF:129KB)

→受験資格（じゅけんしかく）が拡大（かくだい）されました。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00135.html

【編集後記】

4月は出会いと別（わか）れの季節（きせつ）というイメージがありますが、コロナウイルス対策（たいさく）のための自粛（じしゅく）で普段（ふだん）とは雰囲気（ふんいき）がちがった4月でした。ワイワイとお花見することも叶（かな）わないので、筆者（ひっしや）は部屋に花を飾（かざ）っています。今回より本メールマガジンの担当者（たんとうしや）が変（か）わりました。初回（しょかい）から明るいことを書けずにさみしく思っています。みなさんが健康（けんこう）で日本での生活を送れますよう、祈（いの）っております。これからどうぞよろしくお願（ねが）いします。

=====

※外食業技能測定試験の合格証書（ごうかくしょうしょ）は大切に保管（ほかん）してください。

住所等に変更（へんこう）がある場合は、すみやかに外食業技能測定試験の実施機関（一般社団法人外国人食品産業技能評価機構）に、Eメール【 tokutei@otaff.or.jp 】で連絡してください。

=====

[外食業特定技能メールマガジン]

発行：農林水産省 食料産業局 食品製造課 外食産業室

（発行：のうりんすいさんしょう しょくりょうさんぎょうきょく しょくひんせいぞうか がいしょくさんぎょうしつ）

★外食業特定技能制度の情報（じょうほう）はこちら

→ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokujinzai.html>

★メールマガジン及びバックナンバーはこちら

→ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/merumaga.html>

★メールマガジンの配信変更（はいしんへんこう）、配信解除（はいしんかいじょ）、パスワード再発行（さいはっこう）はこちら

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>